

## 郡山市保育士宿舎借り上げ事業費補助金交付要綱

令和2年3月27日制定

令和3年3月12日一部改正

令和7年2月25日一部改正

[こども部保育課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とし、保育士の宿舎を借り上げる保育所等へ補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設で郡山市内に所在するものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、保育所等を運営する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自らが運営する保育所等に勤務する保育士を居住させるための宿舎（駐車場等の費用が別途必要となる附帯設備を除く。以下「補助対象宿舎」という。）に係る賃貸借契約を締結していること。
- (2) 補助対象事業者に正規に雇用され、常態的に勤務する保育士（以下「補助対象保育士」という。）を補助対象宿舎に居住させていること。
- (3) 補助対象保育士の研修への参加を奨励する等、補助対象保育士の就業継続及び離職防止に努めていること。

(補助対象宿舎及び保育士の要件)

第4条 補助対象宿舎は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 郡山市内に所在すること。
- (2) 補助対象事業者の役員又は従業員及びその親族その他利害関係者の所有に係るものでないこと。

2 補助対象保育士は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育所等に1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上勤務する者であること。

- (2) 住民票上の世帯主であること。
- (3) 住宅手当その他これに類する手当の支給又は他の補助事業等による補助金の対象となっていないこと。
- (4) 同居人がいる場合は、同居人は、住宅手当その他これに類する手当の支給又は他の補助事業等による補助金の対象となっていないこと。
- (5) 補助対象事業者に雇用されている期間が、当該雇用が開始された日が属する年度の初日から起算して5年を超えていないこと。
- (6) 過去にこの補助金の交付対象となった保育士であったことがないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象宿舎に係る賃借料、共益費及び管理費（補助対象保育士が現に居住する期間に係るものに限る。以下「家賃」という。）とする。

2 補助対象宿舎に居住する補助対象保育士が家賃の一部を負担するときは、当該負担する額を補助対象経費の額から除くものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象宿舎1戸1月当たりの補助対象経費の実支出額と、国交付要綱別表の間接補助事業区分保育士宿舎借り上げ支援事業の3基準額欄及び別紙における本市の基準額（補助対象保育士の居住日数が1月未満の場合は、同基準額を対象月の総日数で除した額に居住日数を乗じて得た額）を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業実施計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は補助金額積算調書兼収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象宿舎に係る不動産賃貸借契約書等の写し
- (2) 補助対象保育士に係る雇用契約書等（雇用日が記載されたもの）の写し
- (3) 補助対象保育士の保育士登録証の写し
- (4) 本人負担額等確認書（第3号様式）

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第8条 規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して

申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

2 規則第14条の規定に基づく実績報告に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して報告するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2以内の減額又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の総額の10分の2以内の増額とする。

(交付の条件)

第10条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(概算払)

第11条 市長が必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して2か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は補助金額積算調書兼収支決算書(第4号様式)とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(第5号様式)
- (2) 補助対象経費の支払額が確認できる書類の写し

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者等に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(消費税等仕入控除額の確定)

第14条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第6様式)により、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、補助金の交付を受けた者に当該消費税等仕入控除税額に係る補助金の全部又は一部の返還を請求しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月25日から施行する。